

障発0909第1号
平成25年9月9日
一部改正 障発0325号第2号
平成26年3月25日
障発0408号第9号
平成28年4月8日
障発0303号第4号
令和5年3月3日
障発0830第4号
こ支障第207号
令和6年8月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

自立支援給付支給事務等の市町村の指導について

自立支援給付支給事務及び障害児通所給付費支給事務等の市町村に対する指導については、自立支援給付及び障害児通所給付費等に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添「市町村指導指針」を参考に指導に当たられるようお願いしたい。

なお、平成19年4月26日障発第0426002号「自立支援給付支給事務等の市町村の指導について」は廃止する。

おって、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

市町村指導指針

1 目的

この市町村指導指針は、自立支援給付及び障害児通所給付費等に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県知事が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 2 条第 2 項、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 10 及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づき、市町村に対して行う自立支援給付支給事務及び障害児通所給付費支給事務等（以下「自立支援給付支給事務等」という。）に関する指導について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付支給事務等に関する業務等の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 指導方針

指導は、市町村の自立支援給付支給事務等が円滑および適正に実施されるよう、支給事務等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

3 指導方法等

（1）実施回数

指導は、都道府県が指導対象となる全ての市町村について、2年に1回以上実施するものとする。

なお、特に必要があるものは、2年に1回にとどまることなく随時実施するものとする。

（2）実施計画

① 指導の実施計画は、毎年度当初に策定するものとする。

② 指導の計画を策定するに当たっては、各統計資料等による市町村の事業動向の状況等を十分把握の上、これらを分析、検討して指導の重点項目を定めて効率的な指導が行われるよう計画するものとする。

（3）事前通知

指導に当たっては、指導対象となる市町村に対し、実施時期、指導担当者の氏名、その他必要な事項を事前に通知するものとする。

（4）指導方法

指導に当たっては、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からのヒアリング方式で行うものとする。なお、実地でなくとも確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、市町村の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

（5）指導結果の通知等

① 指導の終了後、関係者に対し講評を行うものとする。

② 講評した結果については、綿密に検討を行い、その問題点を明らかにし、市町村がとるべき具体的措置の方法等について、技術的な助言等を文書により行うものとする。

③ ②の文書通知に対する対応結果について、期限を付して報告を求めるものとする。

4 その他

都道府県は、指導の実施状況について別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行うものとする。

(別 紙)

市町村指導の主眼事項及び着眼点（自立支援給付費等）

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
第1 体制等の整備 1 自立支援給付支給事務等の実施体制	自立支援給付支給事務等が適切に実施できる体制となっているか。	
2 諸規程の整備	関係条例、規則等が整備されているか。	
第2 支給決定等の実施主体 1 居住地原則	自立支援給付等の支給決定、支給認定、認定（支給決定等）は、原則として申請者である障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行っているか。 (ただし、自立支援医療のうち精神通院医療については、原則として障害者又は障害児の保護者の居住地又は現在地の都道府県とする。)	法第19条第2項、第51条の5第2項、第52条第2項、第76条第4項
2 居住地特例の管理	障害者支援施設入所等により居住地を変更した障害者について、入所時又は継続入所時の居住地特例の管理は適切に行われているか。 (特定施設については、令和5年4月1日以降に入所又は入居して、当該施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる場合に居住地特例の対象とする。ただし、精神科病院からの退院者については、精神科病院の入院前に居住地を有した市町村を実施主体とする。)	法第19条第3項及び第4項、第51条の5第2項、第52条第2項、第76条第4項
3 転出・転入時の事務	支給決定障害者等が市町村の区域を越えて居住地変更した場合、支給決定の実施主体は適切に変更されているか。 (居住地特例の適用対象となる特定施設への入所に伴う者を除く。)	法第25条第1項第2号
第3 支給決定等に関する事務 1 支給申請	支給決定等及び障害支援区分の認定等に関する事務は適切に行われているか。 障害者又は障害児の保護者の市町村に対する支給申請は適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none">○ 支給申請の代行は、障害者本人から申請の代行の依頼を受けた者が適切に行っているか。○ 障害者本人が、第三者に対して支給申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合、代理人による支給申請は適切に行われているか。	法第20条第1項、第51条の6第1項、第53条第1項、第76条第1項 規則第7条、第34条の31、第35条、第65条の7
2 障害支援区分の認定	市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、適切に行われているか。	法第21条 施行令第10条

3 支給決定等 (1) 勘案事項	必要な事項を勘案して、支給の要否を決定しているか。	法第 22 条第 1 項、第 51 条の 7 第 1 項 規則第 12 条、第 34 条の 35 平 19 障発第 0323002 号の第四の 1、第四の 2
(2) 他法との給付調整	介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であって自立支援給付に相当するものを受けができる場合の給付調整は適切に行われているか。	法第 7 条 施行令第 2 条
(3) 併給関係	同時に支給決定するサービスの組み合わせは、報酬が重複しない利用形態である等、適切に行われているか。	平 19 障発第 0323002 号の第四の 4 平 24 障発第 0330 第 14 号第三の 4
(4) 暫定支給決定	訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の利用を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、暫定支給決定を適切に行っているか。	平 19 障発第 0323002 号の第五の 1 の (2)
(5) 支給決定事項等	サービス内容を特定し、特定された障害福祉サービス等の種類及び内容ごとに支給量及び支給決定等の有効期間を定めているか。 また、併せて事業者の報酬算定に必要な事項等について決定等を行っているか。	法第 22 条第 7 項、第 23 条、第 51 条の 7 第 7 項、第 51 条の 8、第 55 条 規則第 13 条、第 15 条、第 34 条の 40、第 34 条の 42、第 43 条 平 19 障発第 0323002 号の第六
(6) 支給決定等の通知	支給申請について、支給を決定又は却下した場合は、その旨申請者に通知しているか。	
(7) 支給決定等の変更	① 障害福祉サービス等の種類、支給量等を変更する必要があるとき、支給決定障害者等から変更の申請を受けているか。 ② 変更の申請又は職権により、勘案事項を勘案し、必要があると認めるときは、支給決定障害者等に支給決定等の変更を行っているか。 この場合受給者証の提出を求めているか。	法第 24 条第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項、第 56 条第 1 項 規則第 16 条、第 17 条、第 34 条の 43、第 34 条の 44、第 44 条、第 45 条 法第 22 条第 1 項、第 24 条第 2 項、第 56 条第 1 項 規則第 12 条、第 18 条、第 44 条、第 45 条 平 19 障発第 0323002 号の第七

	(8) 支給決定等の取消し	支給決定等に係る障害者等が、指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービス等を受ける必要が無になったと認めるとき等において、支給決定等の取消事務を適切に行っているか。 この場合受給者証の返還を求めているか。	法第 25 条、第 51 条の 10、第 57 条 施行令第 14 条、第 26 条の 6、第 34 条 規則第 20 条、第 34 条の 49、第 49 条
	(9) 支給決定等の更新	① 支給決定等の有効期間が終了し、支給決定障害者等が引き続き当該障害福祉サービス等の利用を希望するとき、適切に支給決定等の更新を行っているか。 ② 自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービスについて、適切に支給決定の更新を行っているか。	平 19 障発第 0323002 号の第八
4 利用者負担上限月額の認定		支給決定等に際し、利用者負担額減額・免除申請等に基づいて利用者負担上限月額を認定し、支給決定等の内容と併せて通知しているか。	法第 29 条第 3 項第 2 号、第 58 条第 3 項第 1 号、第 76 条第 2 項 施行令第 17 条、第 35 条、第 43 条の 3
5 受給者証、医療受給者証の交付		支給決定等を行ったときは、支給決定障害者等に対し、支給量その他の必要な事項を記載した受給者証、医療受給者証を交付しているか。 また、療養介護にあっては、加えて療養介護医療受給者証を交付しているか。	法第 22 条第 8 項、第 51 条の 7 第 8 項、第 54 条第 3 項 規則第 14 条、第 34 条の 41、第 41 条
6 不正利得の徴収		不正利得の徴収等事務は適切に行われているか。	法第 8 条
第 4 市町村審査会		障害支援区分の判定等を中立・公正な立場で専門的な観点から行うために市町村審査会を設置し、適切に運営されているか。 ① 委員の構成、委員数、任期及び会長の設置等は適切か。 ② 合議体の委員の定数、長の互選は適切か。 ③ 認定調査、特記事項、医師意見書に記載された内容に基づき適正に審査及び判定しているか。	法第 15 条、第 16 条 施行令第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 2 項 平 26 障発 0303 第 2 号
第 5 特例介護給付費、特例訓練等給付費等	1 特例介護給付費、特例訓練等給付費等	次に掲げる場合において、必要があると認める場合に適切に支給しているか。 ① 支給決定等の前における緊急やむを得ないサービス利用等 ② 基準該当障害福祉サービス等の利用	法第 30 条、第 51 条の 15、第 51 条の 18 施行令第 18 条
	2 災害等による特例給付	災害その他特別な事情により、障害福祉サービス等に係る利用者負担が困難であると認められる場合、市町村は適切に負担額を定めているか。	法第 31 条 規則第 32 条
	3 高額障害福祉サービス等給付費等	同一世帯に属する者が、同一の月に受けたサービスによりかかる次の負担額の合計額が著しく高いとき（高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合）に、適切に給付しているか。 ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた	法第 76 条の 2 施行令第 43 条の 4、第 43 条の 5、第 43 条の 6

	<p>めの法律に基づく介護給付費等及び補装具費に係る自己負担額</p> <p>② 介護保険の自己負担額（同一人が障害福祉サービス等を併用している場合）</p> <p>③ 児童福祉法に基づく障害児通所給付費、障害児入所給付費に係る自己負担額</p> <p>※ 高額介護サービス費等として償還された費用を除く。</p>	
4 特定障害者特別給付費（補足給付）	所得の状況等をしん酌して定められる特定障害者が、指定障害者支援施設等に入所等し、特定入所等サービスを受けた場合、食事の提供に要した費用又は居住に要した費用（特定入所等費用）について適切に支給されているか。	法第 34 条 施行令第 20 条、第 21 条、第 21 条の 2 規則第 34 条
第 6 支給量の管理		
1 支給量の管理	契約支給量が決定支給量の範囲内となるように、一人の支給決定障害者等に対し各事業者が提供する契約支給量について、適切に管理されているか。	
2 対象サービス	<p>① 居宅介護</p> <p>② 重度訪問介護</p> <p>③ 同行援護</p> <p>④ 行動援護</p> <p>⑤ 生活介護</p> <p>⑥ 短期入所</p> <p>⑦ 自立訓練</p> <p>⑧ 就労移行支援</p> <p>⑨ 就労継続支援</p>	
3 契約内容報告書	契約を締結した事業者に、新規に契約したとき、契約を終了したとき、又は契約支給量を変更したときは、契約内容報告書によりその契約内容を市町村に遅滞なく報告させているか	
4 支給管理台帳	<p>(1) 支給決定障害者等について、支給決定内容、介護給付費等の受給状況等を記録し管理するために、必要な事項を支給決定障害者等ごとに記載した支給管理台帳を作成し保管しているか。</p> <p>(2) 介護給付費等の請求等の権利の消滅時効に鑑み、少なくとも 5 年間は保管されているか。</p>	
第 7 利用者負担の上限額管理事務	一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される者について、利用者負担の上限額管理事務が適切に行われているか。	
1 管理対象者	(1) 施設入所支援、療養介護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の利用者で、他の障害福祉サービスを利用する者	
2 利用者負担上限額管理者	(2) 在宅の障害福祉サービス等利用者で複数のサービス事業所からサービスを利用する者	
第 8 介護給付費等の請求・支払	1 支給決定障害者等と契約を締結し、サービスを提供した指定障害福祉サービス事業者等は、介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談給付費、計画相談	

	支援給付費、について適切に法定代理受領を行っているか。	
	2 市町村との契約等により特例介護給付費又は特例訓練等給付費等の代理受領を行う基準該当事業者について、適切に給付費の請求、支払が行われているか。 <input type="radio"/> サービス提供月の翌月 10 日までに請求 <input type="radio"/> 請求月の翌月末までに支払 <input type="radio"/> 支払実績の支給管理台帳への記載 <input type="radio"/> 支払後、利用者へ代理受領額を通知	法第 29 条第 4 項、第 34 条第 2 項、第 51 条の 14 第 4 項、第 51 条の 17 第 3 項
第 9 市町村障害福祉計画	1 市町村障害福祉計画は適切に策定されているか。 2 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの見込量の確保の方策は、適切に実施されているか。	法第 88 条 平 29 厚労告 116
第 10 苦情の処理	障害福祉サービス等利用に関する苦情への対応が適切に行われているか。 <input type="radio"/> 苦情を受け付けるための窓口の設置及び苦情処理に係る台帳を整備しているか。 <input type="radio"/> 苦情処理は、迅速かつ適切に行われているか。	
第 11 虐待への対応	障害者虐待への対応が適切に行われているか。 <input type="radio"/> 通報等を受け付けた場合には、安全の確保や事実の確認を行うとともに、市町村障害者虐待対応協力者との協議が行われているか。 <input type="radio"/> 都道府県への報告は、迅速かつ適切に行われているか。	障害者虐待防止法第 9 条、第 10 条、第 14 条、第 17 条、第 23 条
第 12 広報等	制度の趣旨、内容について、障害者等その他関係者の理解を深めるための広報等が適切に行われているか。 <input type="radio"/> 広報等が計画的に行われているか。 <input type="radio"/> サービス内容や届出事項等の情報提供が適切に行われているか。 <input type="radio"/> 相談や照会等への対応が適切に行われているか。 <input type="radio"/> その他制度への理解を深めるための工夫がなされているか。	

根拠法令等の略称は次のとおりである。

1. 「法」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
2. 「施行令」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）
3. 「規則」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生省令第 19 号）
4. 「平 19 障発第 0323002 号」：介護給付費等の支給決定等について（平成 19 年 3 月 23 日障害保健福祉部長通知）
5. 「平 26 障発 0303 第 2 号」：障害支援区分に係る市町村審査会の運営について（平成 26 年 3 月 3 日障害保健福祉部長通知）
6. 「平 29 厚労告 116」：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）

7. 「障害者虐待防止法」：障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）

市町村指導の主眼事項及び着眼点（障害児通所給付費等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令等
第 1 体制等の整備		
1 障害児通所給付費等の支給事務等の実施体制	障害児通所給付費等の支給事務等が適切に実施できる体制となっているか。	
2 諸規程の整備	関係条例、規則等が整備されているか。	
第 2 通所給付決定等の実施主体（居住地原則）	障害児通所給付費等の通所給付決定は、原則として障害児の保護者の居住地の市町村が行っているか。 (ただし、障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする。)	法第 21 条の 5 の 5 第 2 項
第 3 支給決定等に関する事務	通所給付決定に関する事務は適切に行われているか。	
1 支給申請	障害児の保護者の市町村に対する支給申請は適切に行われているか。 ○ 支給申請の代行は、障害者本人から申請の代行の依頼を受けた者が適切に行っているか。 ○ 障害児の保護者が、第三者に対して支給申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合、代理人による支給申請は適切に行われているか。	法第 21 条の 5 の 6 第 1 項 規則第 18 条の 6
2 通所給付決定等		
(1) 勘案事項	必要な事項を勘案して、支給の要否を決定しているか。	法第 21 条の 5 の 7 第 1 項 規則第 18 条の 10 平 24 障発 0330 第 14 号第五の 1
(2) 併給関係	同時に通所給付決定するサービスの組み合わせは、報酬が重複しない利用形態である等、適切に行われているか。	平 24 障発 0330 第 14 号第三の 4
(3) 支給決定事項等	サービス内容を特定し、特定された障害児通所支援の種類及び内容ごとに支給量及び通所給付決定の有効期間を定めているか。 また、併せて事業者の報酬算定に必要な事項等について決定等を行っているか。	法第 21 条の 5 の 7 第 7 項、第 8 項 規則第 18 条の 16、第 18 条の 17 平 24 障発 0330 第 14 号第五の 1
(4) 通所給付決定の通知	通所給付決定に係る申請について、給付を決定又は却下した場合は、その旨申請者に通知しているか。	

(5) 支給決定等の変更	<p>① 障害児通所支援の種類、支給量等を変更する必要があるとき、支給決定障害者等から変更の申請を受けているか。</p> <p>② 変更の申請又は職権により、勘案事項を勘案し、必要があると認めるときは、支給決定障害者等に支給決定等の変更を行っているか。 この場合受給者証の提出を求めているか。</p>	法第21条の5の8第1項 規則第18条の20、第18条の21 法第21条の5の7第1項、第21条の5の8第2項 規則第18条の10、第18条の22 平24障発第0330第14号第六
(6) 支給決定等の取消し	通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要が無くなったと認めるとき等において、通所給付決定の取消事務を適切に行っているか。 この場合通所受給者証の返還を求めているか。	法第21条の5の9 施行令第25条の4 規則第18条の24
(7) 支給決定等の更新	通所給付決定の有効期間が終了し、通所給付決定保護者が引き続き当該障害児通所支援の利用を希望するとき、適切に通所給付決定の更新を行っているか。	平24障発第0330第14号第七
3 利用者負担上限月額の認定	通所給付決定に際し、利用者負担額減額・免除申請等に基づいて利用者負担上限月額を認定し、通所給付決定の内容と併せて通知しているか。	法第21条の5の3第2項第2号 施行令第24条
4 通所受給者証の交付	通所給付決定を行ったときは、通所給付決定保護者に対し、支給量その他の必要な事項を記載した通所受給者証を交付しているか。	法第21条の5の7第9項 規則第18条の18
5 不正利得の徴収	不正利得の徴収等事務は適切に行われているか。	法第57条の2第1項、第2項
第4 特例障害児通所給付費		
1 特例障害児通所給付費	<p>次に掲げる場合において、必要があると認める場合に適切に支給しているか。</p> <p>① 通所給付決定の前における緊急やむを得ない指定通所支援の利用等</p> <p>② 基準該当通所支援の利用</p>	法第21条の5の4 施行令第25条
2 災害等による特例給付	災害その他特別な事情により、障害児通所支援に係る利用者負担が困難であると認められる場合、市町村は適切に負担額を定めているか。	法第21条の5の11 規則第18条の25
3 高額障害児通所給付費等	<p>同一世帯に属する通所給付決定保護者が、同一の月に受けたサービスによりかかる次の負担額の合計額が著しく高いとき（高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合）に、適切に給付しているか。</p> <p>① 児童福祉法に基づく障害児通所給付費、障害児入所給付費に係る自己負担額</p> <p>② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた</p>	法第21条の5の12 施行令第25条の5、第25条の6

		めの法律に基づく介護給付費等及び補装具費に係る自己負担額 ③ 介護保険の自己負担額（同一人が障害福祉サービス等を併用している場合） ※ 高額介護サービス費等として償還された費用を除く。	
第5 支給量の管理	1 支給量の管理	契約支給量が決定支給量の範囲内となるように、一人の通所給付決定保護者に対し各事業者が提供する契約支給量について、適切に管理されているか。	
	2 対象サービス	① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス ③ 居宅訪問型児童発達支援 ④ 保育所等訪問支援	
	3 契約内容報告書	契約を締結した事業者に、新規に契約したとき、契約を終了したとき、又は契約支給量を変更したときは、契約内容報告書によりその契約内容を市町村に遅滞なく報告させているか。	
	4 支給管理台帳	(1) 通所給付決定保護者に対して、通所給付決定内容、障害児通所給付費等の受給状況等を記録し管理するために、必要な事項を通所給付決定保護者ごとに記載した支給管理台帳を作成し保管しているか。 (2) 障害児通所給付費等の請求等の権利の消滅時効に鑑み、少なくとも5年間は保管されているか。	
第6 利用者負担の上限額管理事務		一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される者について、利用者負担の上限額管理事務が適切に行われているか。	
	1 管理対象者	障害児通所支援の利用者で複数のサービス事業所からサービスを利用する者	
	2 利用者負担上限額管理者	提供されるサービス量、生活面を含めた利用者との関係性、児童発達支援管理責任者の配置の有無や事務処理体制等を総合的に勘案し、適切な者が管理者とされているか。 ① 利用者負担額一覧表の作成と提出 ② 利用者負担上限額管理結果票の作成と通知	
第7 障害児通所給付費等の請求・支払	1	通所給付決定保護者と契約を締結し、サービスを提供した指定障害児通所支援事業者事業者等は、障害児通所給付費等について適切に法定代理受領を行っているか。	法第21条の5の7第11項、第21条の5の29第3項
	2	市町村との契約等により特例障害児通所給付費等の代理受領を行う基準該当通所支援事業者について、適切に給付費の請求、支払が行われているか。 ○ サービス提供月の翌月10日までに請求 ○ 請求月の翌月末までに支払 ○ 支払実績の支給管理台帳への記載 ○ 支払後、利用者へ代理受領額を通知	

第 8 市町村障害児福祉計画	1 市町村障害児福祉計画は適切に策定されているか。 2 指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとの見込量の確保の方策は、適切に実施されているか。	法第 33 条の 20 平 29 厚労告 116
第 9 苦情の処理	障害児通所支援の利用に関する苦情への対応が適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none">○ 苦情を受け付けるための窓口の設置及び苦情処理に係る台帳を整備しているか。○ 苦情処理は、迅速かつ適切に行われているか。	
第 10 虐待への対応	障害者虐待への対応が適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none">○ 通報等を受け付けた場合には、安全の確保や事実の確認を行うとともに、市町村障害者虐待対応協力者との協議が行われているか。○ 都道府県への報告は、迅速かつ適切に行われているか。	障害者虐待防止法第 9 条、第 10 条、第 14 条、第 17 条、第 23 条
第 11 広報等	制度の趣旨、内容について、障害児及び障害児の保護者その他関係者の理解を深めるための広報等が適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none">○ 広報等が計画的に行われているか。○ サービス内容や届出事項等の情報提供が適切に行われているか。○ 相談や照会等への対応が適切に行われているか。○ その他制度への理解を深めるための工夫がなされているか。	

根拠法令等の略称は次のとおりである。

1. 「法」：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
2. 「施行令」：児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）
3. 「規則」：児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）
4. 「平 24 障発第 0330 第 14 号」：障害児通所支援給付費等の通所給付決定等について（平成 24 年 3 月 30 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
5. 「平 29 厚労告 116」：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）
6. 「障害者虐待防止法」：障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）